

○宮古島市総合交流ターミナル条例

平成18年3月31日

条例第20号

宮古島市総合交流ターミナル条例（平成17年宮古島市条例第131号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 都市住民と地域住民との交流を促進し、地域に新たな所得の増大を図るとともに、地域農業の活性化を図るため、宮古島市総合交流ターミナル（以下「交流ターミナル」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 交流ターミナルの名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|---------------|-------------------|
| 宮古島市総合交流ターミナル | 宮古島市伊良部字長浜1674番地3 |

（事業）

第3条 交流ターミナルにおいては、次の事業を行う。

- (1) 地域の総合案内に関する事業
- (2) 宿泊、飲食物等の提供に関する事業
- (3) 特産品の展示販売に関する事業
- (4) 文化財の展示に関する事業
- (5) 都市農村交流のための各種事業
- (6) その他市長が必要と認める事業

（指定管理者による管理）

第4条 交流ターミナルの管理について必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に管理を行わせることができる。

（利用許可）

第5条 交流ターミナル又は附属施設を利用しようとする者は、あらかじめ市長又は指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも同様とする。

2 前項の許可を受けようとする者は、書面によりあらかじめ市長又は指定管理者に申請しなければならない。これに変更あるときも同様とする。ただし、市長又は指定管理者が必要と認めるときは、簡易な方法により申請することができる。

3 市長又は指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可

を与えないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 交流ターミナルの施設又は附属施設を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、交流ターミナルの管理上支障があると認められるとき。
（利用許可の取消し等）

第6条 市長又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、交流ターミナルの利用許可の取消し、又は利用の制限若しくは中止を命ずることができる。

- (1) 交流ターミナルを利用する者（以下「利用者」という。）が利用を受けた目的に違反したとき。
- (2) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則及び市長又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- (3) 利用者が許可の申請に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。
- (4) 前条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 前項の規定による利用許可の取消し又は利用の制限若しくは中止によって利用者が被った損失については、市長又は指定管理者は、その責めを負わない。

（目的外利用等の禁止）

第7条 利用者は、許可を受けた目的以外に交流ターミナルを利用し、又はその全部若しくは一部を他の者に転貸してはならない。

（利用料金）

第8条 利用者は、市長又は指定管理者に交流ターミナル及び附属施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。ただし、市長又は指定管理者が後納を認める場合は、この限りでない。

- 2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。ただし、別表に掲げる以外の施設の利用に付随するその他の費用については、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めることができる。
- 3 市長は、前項の承認をしたときは、これを告示するものとする。
- 4 市長は、指定管理者に交流ターミナルの利用料金を当該指定管理者の収入として收受さ

せる。

(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、市長の定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第10条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、規則で定める場合においては、その全部又は一部を返還することができる。

(利用者の原状回復義務)

第11条 利用者は、その利用が終わったら、又は第6条の規定による利用許可の取消し若しくは利用の中止を命ぜられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第12条 利用者は、故意又は過失により交流ターミナル又は附属施設を損傷し、又は滅失したときは、原状に回復し、又はその損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長又は指定管理者が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(指定管理者の指定の申請)

第13条 第4条の規定による指定を受けようとする者は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

(1) 交流ターミナルの管理運営に関する事業計画書

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要なものとして規則で定める書面

(指定管理者の選定及び指定)

第14条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから、交流ターミナルの管理を最も適切に行うことができると認める者を候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

(1) その事業計画書による交流ターミナルの運営が市民の平等利用が図られること。

(2) その事業計画書の内容が交流ターミナルの管理に係る経費縮減が図られること。

(3) その事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有する者であること。

(4) 市内に主たる事務所を有する者であること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、第1条に規定する設置の目的を達成するために十分な能力を有する者であること。

(指定管理者が行う業務)

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 交流ターミナルの利用の許可に関する業務
- (2) 交流ターミナル及び付属設備等の維持管理に関する業務
- (3) 交流ターミナルを住民の集会その他の公共的利用に供する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う個人情報の取り扱い)

第16条 指定管理者は、保有する個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有する個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前条の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報を正当な理由がなく、他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(事業報告書の提出)

第17条 指定管理者は、毎年度終了後2月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、提出しなければならない。ただし、年度の途中において次条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して2月以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 交流ターミナルの管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 交流ターミナルの利用料金の徴収の実績
- (3) 交流ターミナルの維持管理にかかる経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による施設の管理の実態を把握するために必要な事項

(指定管理者の指定の取消し等)

第18条 市長は、指定管理者が地方自治法第244条の2第10項の指示に従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市長は、その賠償の責めを負わない。

(指定管理者の原状回復義務)

第19条 指定管理者は、その指定の期間が終了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった交流ターミナルを速やかに原状に回復しなければならない。

ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者の指定又は取消しの告示)

第20条 市長は、第14条の規定により指定管理者の指定をしたとき、又は第18条第1項の規定によりその指定を取消したときは、遅滞なくその旨を告示しなければならない。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 市長は、この条例の施行の日前においても、第14条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続きその他この条例の施行に関し必要な準備行為をすることができる。

3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の宮古島市総合交流ターミナル条例の規定によってなされた申請その他行為は、この条例による改正後の宮古島市総合交流ターミナル条例の相当規定によってなされたものとみなす。

別表（第8条関係）

交流ターミナル宿泊料金

| 宿泊料金 | 人数 | 洋室 | 和室 | 和洋室 |
|--------|-------|--------|--------|---------|
| 1泊朝食付き | 1名様 | 7,350円 | 7,350円 | 12,600円 |
| | 2名様 | 6,825円 | 6,825円 | 11,550円 |
| | 3名様 | 6,300円 | 6,300円 | 10,500円 |
| | 4名様 | | | 9,450円 |
| | 5～7名様 | | | 8,400円 |

お子様料金 1～5歳未満 無料。
5～11歳まで 大人料金の半額。12歳以上 一般料金。

総合交流ターミナル使用料

| ターミナル名 | 使用料 | 貸付条件 |
|------------------------|---------------|----------------------------------------------|
| 総合交流ターミナル（敷地を含む全ターミナル） | 年額 3,600,000円 | 1 利用期間は、1年間とする。 2 年度を超えて継続利用する場合は、再度利用の手続 |

| | | |
|--|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | | <p>をするものとする。</p> <p>3 利用期間が1年に満たない場合は、月割で精算する。</p> <p>4 利用期間中の維持管理費は、利用者負担とする。</p> <p>5 その他の条件については、市長との協議によるものとする。</p> |
|--|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|